

○阿波市有料広告掲載取扱要綱

平成23年2月1日

告示第5号

改正 平成24年3月30日告示第35号

平成26年3月26日告示第24号

令和3年3月31日告示第64号

阿波市有料広告掲載取扱要綱(平成20年阿波市告示第3号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、新たな自主財源の確保と地域経済の活性化を図るため、市が所有する
広告媒体に掲載する有料広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告媒体は、次に掲げるものとする。

- (1) 市が発行する刊行物及び印刷物
- (2) 市のホームページ
- (3) 市の施設
- (4) その他市長が認めるもの

(広告掲載の条件)

第3条 広告の掲載位置、規格及び掲載料は、広告媒体ごとに定めるものとする。

(広告掲載の基準等)

第4条 広告の内容は、公共性を損なうおそれのないものとし、次の各号のいずれにも該当
しないものとする。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの、又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの、又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 個人の氏名を広告するもの
- (6) 社会問題等についての主義又は主張に当たるもの
- (7) 当該広告の内容について市が推奨している等、市民の誤解を招くもの、又はそのお
それのあるもの
- (8) 誇大、虚偽、誤認等のおそれのあるもの
- (9) 青少年の健全育成にとって有害であるもの、又はそのおそれのあるもの

(10) 次に掲げる業種又は事業者に係るもの

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で規制されるもの

イ 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に関するもの

ウ 賭博・ギャンブルに係るもの

エ 法律に定めのない医療類似行為に係るもの

オ その他、広告媒体に掲載する広告として適当でないと認められるもの

2 前項各号に掲げるもののほか、市の指名停止措置等を受けているもの及び市税等の滞納があるものの広告は掲載できない。なお、広告の掲載中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集は、原則として公募するものとし、市が発行する刊行物及び印刷物並びにホームページにより行うものとする。ただし、必要に応じ、案内を行うことができる。

(広告の申込み)

第6条 広告の掲載を希望するものは、広告媒体ごとに定める申込書に広告の原稿、図面等を添えて広告媒体を所管する課(以下「所管課」という。)に申し込むものとする。

(広告の掲載順位)

第7条 広告の掲載順位は、次の号により決定するものとする。

(1) 公共団体、公益法人及びこれらに類するものに係る広告

(2) 私企業のうち、公共的性格のある企業で、阿波市内に事業所を有するものに係る広告

(3) 前2号に掲げるもの以外の私企業及び自営業で、阿波市内に事業所等を有するもの、又は代表者の現住所が阿波市に有するものに係る広告

(4) 阿波市外に事業所を有している公共団体、公益法人及びこれらに類するものに係る広告

(5) その他適切であると市長が認めるものの広告

(広告掲載の決定)

第8条 所管課は、第6条の申込書を受理した時は、速やかに内容の審査を行い、掲載の可否を決定し、広告掲載決定通知書を申込者に通知するものとする。

(提出期日等)

第9条 前条の規定による決定通知書を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、広告を実施するために必要な掲示物、書類、原稿及び作成に必要な情報媒体等(以下「情報媒体等」という。)を期日までに提出しなければならない。

2 広告主は、広告掲載料を期日までに一括して納付しなければならない。

(広告掲載の取消等)

第10条 所管課は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の取り消し、又は修正等を命ずることができるものとする。

(1) 広告主が、前条第1項の情報媒体等を指定する期日までに提出しないとき

(2) 広告主が、前条第2項の広告掲載料を期日までに納付しなかったとき

(3) 広告主又は広告内容が不適切と判明したとき

(広告掲載料の還付)

第11条 納付された広告掲載料は、原則として還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載ができなかったときは、この限りでない。

(広告主の責任等)

第12条 広告主は掲載された広告について、一切の責任を負うものとする。

2 版下原稿の作成及び取り付け等の経費は、広告主の負担とする。

3 第三者から広告に関して異議又は被害の申し立てがあった場合は、広告主の責任及び負担において解決することとし、市は一切の責任を負わないものとする。

(審査機関)

第13条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、阿波市広告審査委員会(以下「審査会」という。)を設ける。

2 審査会の委員長は企画総務部長とし、委員は企画総務部次長、企画総務課長、市政情報課長、人権課長、商工観光課長、学校教育課長をもって充てる。

3 委員長は前項に定める委員のほか、それぞれの広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長を委員として加えることができるものとする。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第14条 審査会の会議は、広告内容等、広告の掲載に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長が議長となる。

- 3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第15条 審査会の庶務は、市政情報課において処理する。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成23年2月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第35号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日告示第24号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第64号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。